

静市社協施第 67 号

2022 年 6 月 1 日

各位

社会福祉法人
静岡市社会福祉協議会
会 長 三重野 隆志

**静岡市児童館の不利益処分基準（入館の拒否又は退館の措置に係る基準）策定に係る
パブリックコメント募集について（お知らせ）**

表題の件につきまして、下記のとおりパブリックコメントを募集し、基準を策定いたします。市民の皆様のご意見をお寄せください。多くのご意見をお待ちしております。

記

- 1 基準案 別紙「静岡市児童館 入館の拒否又は退館の措置に係る基準（案）」のとおり
- 2 募集期間 2022 年 6 月 1 日（水）～2022 年 6 月 30 日（木）まで
- 3 募集方法 場所に設置してある意見応募用紙にご記入の上、
持参・FAX・メールのいずれかの方法にてご提出ください。
提出方法についての詳細は、意見応募用紙をご覧ください。
【設置場所】
 - ① 静岡市社会福祉協議会 施設サービス課
 - ② 静岡市社会福祉協議会 ホームページ
 - ③ 市内各児童館（全 13 館）
 - ④ 静岡市子ども未来課（静岡市役所 清水庁舎）
- 4 その他 ●今回提出していただいたご意見は、お預かりした個人情報に適切に管理し、他の目的に利用することはありません。
●ご意見に対する個人等への直接の回答はいたしませんのでご了承ください。
●いただいたご意見は個人が特定できないよう編集しホームページ等で公表する場合がございます、予めご了承ください。

以上

問い合わせ先

（福）静岡市社会福祉協議会 施設サービス課

〒420-0854 静岡市葵区城内町 1-1（静岡市中央福祉センター内）

TEL：054-273-8133 FAX：054-205-2701

Email：shisetsu@shizuoka-shakyo.or.jp